

1 「取組1」の実施状況

「取組1」は、街路樹更新事業で、「川崎市街路樹管理計画」では、実施プログラムを策定して取り組むこととされており、これに基づき「川崎市街路樹管理計画に基づく実施プログラム」を令和2年3月に決めました。「取組1」については、この実施プログラムに基づき対応を進めていくものとしており、実施プログラムには対象路線と事業年度が計画されています。

平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3年間では、対象路線として、No.②南加瀬23号線(幸区)、No.⑤鷺沼線ほか(宮前区)、No.⑥寺尾台22号線(多摩区)の3路線に取り組むこととされており、実際にも計画通りに取り組みました。

■「取組1」の取組状況(平成30年度～令和2年度)

No.	区	路線名	樹種	本数(本)	対応策	数	実施スケジュール(事業年度)									対策済	進捗率%	予定本数	備考
							H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8				
①	川崎区	塩浜17号線ほか	クワガネモチ	138	撤去	0											0		
②	幸区	南加瀬23号線	ソメイヨシノ トチノキ クスノキ	32	更新	0		2	2								4	12.5%	B3 対象
③	中原区	上小田中207号線ほか	ユリノキ	76	撤去	0											0		
④	高津区	宮内新橋浜線	トウカエデ	74	改善	0											0		
⑤	宮前区	鷺沼線ほか	ソメイヨシノ ケヤキ	152	更新	36	12	10	2								60	39.5%	92 B3 対象
⑥	多摩区	寺尾台22号線	ユリノキ	136	更新	23	20	23	32								98	72.1%	36 2本 撤去済
⑦	麻生区	鶴山線(1)	ユリノキ	69	撤去	0											0		
⑧	麻生区	東通稲城駅前ランド前 停車場線	ユリノキ	57	撤去	0											0		
		合計		734		59	32	35	36	0	0	0	0	0	0	0	162	22.1%	
		その他の路線					6		23								29		
		合計		734	0	59	38	35	59	0	0	0	0	0	0	0	191		

2 「取組2」の実施状況

「取組2」は、各区においてシンボルとなる路線「シンボル並木路線」の管理についてです。計画では各対象路線における具体的な取組内容や事業年度は定めておりませんが、個々の樹木の美しさとともに、統一美を効果的に発揮させる維持管理に努めるものとしています。平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3年間における、対象路線の取組状況は下表のとおりで、各路線の特徴や各樹種による適切な維持管理を実施しました。

■「取組2」の取組状況(平成30年度～令和2年度)

※補植は低木も含む

No.	区	路線名	樹種	本数(本)	H30			R1			R2		
					高木 剪定	低木 刈込	補植	高木 剪定	低木 刈込	補植	高木 剪定	低木 刈込	補植
①	川崎区	県道主要地方道川崎府中	イチヨウ ケヤキ	307	○			○			○	○	
②	幸区	鹿島田32号線 古市場矢上線の一部	ホルトノキ ドイツツツヒ	23				○	○				
③	中原区	新丸子東45号線	ケヤキ	21		○	○		○	○		○	○
④		川崎駅丸子線	ケヤキ	70	○	○			○	○		○	○
⑤	高津区	小杉菅線	ケヤキ	29	○				○			○	
⑥	宮前区	宮崎25号線	ソメイヨシノ	53	○				○			○	
⑦		鷺沼線ほか	ソメイヨシノ ケヤキ	152	○		○		○			○	○
⑧	多摩区	菅馬場86号線 菅北浦87号線	ケヤキ	198	○	○			○	○		○	
⑨	麻生区	麻生2号線	モミジバフウ	48						○			

3 「取組3」の実施状況

「取組3」は、街路樹管理情報の活用による適正な維持管理の実施です。

街路樹管理情報につきましては、庁内の地図情報システム(GIS)に「街路樹維持管理システム」を整備して活用を図るとともに、各区において各区の街路樹特性に即した維持管理に適したオリジナルの工夫をこらした街路樹管理情報を整理しており、通常の維持管理業務に生かしています。

また、適正な維持管理の実施につきましては、「取組1」の街路樹更新・撤去路線や、「取組2」のシンボル並木路線以外の、そのほか多くの全ての路線の街路樹も含めて、剪定や刈込、除草などの作業を行っています。これらは各区において年間の維持管理業務として、委託と直営にて継続して取り組んでいます。

これら街路樹の維持管理のベースとなる巡回点検等の実施につきましては、日常の道路パトロールを中心に、課題のある街路樹の路線のパトロールや、専門家(樹木医)によるサクラの樹木点検を適正なサイクルにより実施し、樹木の健全性の確認に努め、不健全な樹木が発見された場合には速やかに撤去を行うなど、安全な道路環境を保持に取り組みました。

また、幹線道路や駅周辺の路線など、緑化や美化が特に求められる路線につきましては、地域の要望を踏まえて、再植樹を実施するなど、街路樹による良好な都市空間の創出に努めました。

■専門家(樹木医)によるサクラの街路樹診断実施状況(令和元年度～令和2年度)

令和元年度	令和2年度
482本	483本
・川崎区 ・幸区 ・中原区 ・高津区、他	・宮前区 ・多摩区 ・前年度B3判定樹木



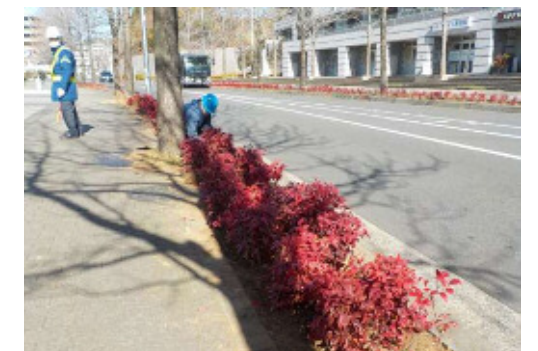
街路樹診断のようす

4 検証結果

- 「川崎市街路樹管理計画」における3つの取組について、計画策定後の3ヶ年度にあたる平成30年度から令和2年度までの取組状況の検証を行った結果、全ての取組で計画通りの進捗が確認され、進捗が大幅に遅れている取組がないことから、「順調に進捗している」と評価できます。
- 特に、「川崎市街路樹管理計画」の最も重要な取組である「取組1」については、「川崎市街路樹管理計画に基づく実施プログラム」を定め、公表することで、取組の重要性を示すとともに、実施プログラムに基づき、計画通りの3路線について実施したことから、「順調に進捗している」と判断できます。
- また、「取組2」の「シンボル並木路線」の取組や、「取組3」の適正な維持管理の実施についても、平成30年度から令和2年度まで継続して適切に取り組んでおり、「川崎市総合計画」第2期実施計画の各年度の事務事業評価シートにおいても、「ほぼ目標どおり」の達成度となっており、順調に進捗しているものと考えられます。
- 以上のことから、「川崎市街路樹管理計画」は、計画通り、順調に進捗しているといえ、令和3年度以降につきましても、計画の目的に掲げる「街路樹がもつ多様な機能を総合的に発揮させるため、地域特性に即した効果的な維持管理を推進すること」を実現するために、3ヶ年度の取組状況の実績を踏まえ、引き続き、適切に、かつ効果的に取り組み、計画を推進していくことが重要といえます。



紅葉が美しい、麻生区のシンボル並木路線



シンボル並木路線における維持管理作業